

**半田市立保育園等午睡用寝具借上
事業者選定プロポーザル実施要領**

令和6年1月

半田市子ども未来部

幼児保育課

第1 趣旨

半田市立保育園等午睡用寝具レンタルサービス業務を行う事業者を募集します。
午睡用寝具レンタルサービスの導入により、子どもの安全安心な睡眠環境の整備、就労と子育てを両立している保護者の利便性の向上及び負担軽減に寄与することを目的とします。

第2 事業概要

1. 事業名

半田市立保育園等午睡用寝具借上（以下「本事業」という。）

2. 対象施設

施設名	所在地
半田市立岩滑こども園	出口町二丁目 163 番地
半田市立葵保育園	宮本町四丁目 106 番地の 2
半田市立板山こども園	板山町一丁目 100 番地の 10
半田市立有脇保育園	有脇町十丁目 31 番地の 2
半田市立平地保育園	平地町三丁目 46 番地
半田市立乙川保育園	乙川一色町 31 番地
半田市立白山保育園	白山町四丁目 129 番地
半田市立東保育園	瑞穂町三丁目 6 番地の 1
半田市立修農保育園	平井町五丁目 64 番地の 2
半田市立横川保育園	大伝根町一丁目 2 番地の 1
半田市立高根保育園 ※令和 6 年度末で閉園予定	平地町五丁目 30 番地の 2
半田市立協和保育園	中島町 11 番地の 1
半田市立岩滑北保育園	岩滑高山町一丁目 138 番地
半田市立清城保育園	清城町二丁目 6 番地の 13

3. 実施期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 準備期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日まで

5. 事業内容

別紙「半田市立保育園等午睡用寝具借上仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

6. 提案上限金額

37,536,000 円（税込）

なお、各年度の年割額の限度額は、次のとおりとする。

令和 6 年度 12,864,000 円

令和 7 年度 12,336,000 円

令和 8 年度 12,336,000 円 ※契約は単価契約とする。

※本事業は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、予算の減額又は否決があったときは、本事業について実施の効力を失う場合がある。

7. 担当課

子ども未来部 幼児保育課（担当：山田・丹羽）

〒475-8666 半田市東洋町二丁目 1 番地

電話:0569-84-0660（直通）

メールアドレス：yojihoiku@city.handa.lg.jp

第 3 プロポーザルの概要

1. 名称

半田市立保育園等午睡用寝具借上事業者選定プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

2. 方式

公募型プロポーザル方式

3. 応募資格

参加を表明する者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たす法人であることが必要である。

(1) 平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに、国内における寝具レンタル、リース等の契約実績があること。

(2) 契約締結までの間に令和 4・5 年度の半田市の入札参加資格（物品等）を有する者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(4) 本プロポーザル実施の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

(7) 事業者及びその代表者又は役員等が半田市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 19 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号のいずれかに該当しないこと。

第 4 選定日程等

1. スケジュール

項目	日程
1 本プロポーザルの公告	令和6年1月19日(金) ※市ホームページにて要領、仕様、様式等を公開
2 質問書受付	令和6年1月19日(金)から令和6年1月26日(金)
質問書回答	令和6年1月31日(水)
3 プロポーザル参加表明書受付	令和6年1月19日(金)から令和6年2月2日(金)
4 参加資格要件審査結果通知書発送	令和6年2月7日(水)
5 提案書提出受付	令和6年2月7日(水)から令和6年2月21日(水)
6 プレゼンテーション	令和6年2月26日(月)
7 審査結果通知	令和6年2月29日(木)
8 契約締結	令和6年3月7日(木) 予定
9 業務開始	令和6年4月1日(月)

2. 質問書受付・回答

(1) 質問書の受付

本要領、仕様書等に関し疑義がある場合は、質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、メールにより提出すること。メール以外による質問は受け付けない。

ア 受付期間

令和6年1月19日(金)から令和6年1月26日(金)

イ 提出先メールアドレス

yojihoiku@city.handa.lg.jp（半田市子ども未来部幼児保育課）

(2) 質問書に対する回答

ア 回答期限

令和6年1月31日(水)

イ 回答方法

市ホームページにて全ての質疑に対する回答を公開する。

本回答をもって、仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

3. プロポーザル参加表明書の提出

参加表明者は、応募資格を確認の上、下記のとおり提出すること。

- ・ プロポーザル参加表明書提出票（様式第3号）を表紙として番号順にまとめること。
- ・ 全6部（正本1部、副本5部）提出すること。

(1) 提出書類

表紙	プロポーザル参加表明書提出票（様式第3号）
1	プロポーザル参加表明書（様式第4号）

2	法人の事業概要が分かる会社案内等の資料
3	法人の定款及び規約等
4	直近の事業報告書及び財務書類 ※直近 1 年分の決算書等財務状況が分かるもの
5	契約実績が分かる書類
6	事業者の直近 1 年分の国税・県税・市税の納税証明書 ①税務署が発行する納税証明書（国税通則法施行規則 第 9 号書式（その 3 の 3）） ②県税事務所等が発行する納税証明書（未納税額がないことの証明） ③※当該市町村が発行する納税証明書（未納税額がないことの証明） ※法人及び法人代表者が市内に住所を有している場合には「③当該市町村が発行する納税証明書（未納税額がないことの証明）」の代わりに法人及び法人代表者の「市税等滞納有無調査承諾書（様式第 5 号及び様式第 5 号の 2）」を提出すること。
7	法人登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの）

(2) 受付期間

令和 6 年 1 月 19 日（金）から令和 6 年 2 月 2 日（金）

(3) 提出先

半田市子ども未来部幼児保育課

半田市東洋町二丁目 1 番地

電話:0569-84-0660（直通） 担当：山田・丹羽

(4) 提出方法

持参又は書留扱いの郵送

ア 郵送の場合は、提出期限内に半田市役所に到達したものに限り。なお、郵送中の事故については責任を負わないものとする。

イ 持参の場合は事前に電話予約の上、午前 9 時から午後 4 時まで提出すること。

(5) 参加資格要件審査結果通知

プロポーザル参加表明書等を提出した者について、「第 3 - 3 応募資格」に定める要件を満たす者であるかを確認した後、その者に対し、その結果を参加資格要件審査結果通知書により通知する。

4. 提案書等の提出受付

プロポーザル参加表明書等を提出し、参加資格要件審査結果通知書により参加資格ありと通知を受けた事業者は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類等の作成について

ア 半田市立保育園等午睡用寝具借上提案書提出票（様式 6 号）を表紙として番号

順にまとめること。

イ 提案書はA4縦、横書きにて作成し、左綴じとすること。

ウ 全6部（正本1部、副本5部）提出すること。

エ 提案予定の午睡用寝具一式を提出すること。

※午睡用寝具一式はプロポーザル当日に半田市から事業者へ返却する。

(2) 提出書類等

表紙	半田市立保育園等午睡用寝具借上提案書提出票（様式第6号）
1	① 半田市立保育園等午睡用寝具借上提案書（様式第7号） ② 基本方針に関する提案書（様式第8号） ③ 業務管理運営に関する提案書（様式第9号） ④ 寝具内容及び性能に関する提案書（様式第10号） ⑤ 衛生管理に関する提案書（様式第11号） ⑥ 業務受託実績報告書（様式第12号） ⑦ 会社概要書（様式第13号）
2	見積書（様式第14号）
3	提案予定の午睡用寝具一式

(3) 提出期限

令和6年2月7日（水）から令和6年2月21日（水）

午前9時から午後4時まで

(4) 提出先

半田市子ども未来部幼児保育課

半田市東洋町二丁目1番地

電話:0569-84-0660（直通） 担当：山田・丹羽

(5) 提出方法

持参

事前に電話予約の上、午前9時から午後4時までに提出すること。

(6) 提案書記載内容

各様式に記載された内容とする。

5. プレゼンテーション（提案書等の審査）

提出された提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施するものとする。

(1) 実施日時

令和6年2月26日（月）

※時間及び場所等の詳細については、別途通知する。

(2) 実施方法

1 事業者のプレゼンテーションは15分以内とし、その後に10分程度の質疑応答を行う。

(3) 出席者

1 事業者の出席者は3名以内とする。提案書の内容を熟知した担当者が必ず出席すること。

(4) プレゼンテーションの順番

提案書の受付順とする。

(5) その他

ア 説明は、提出した提案書等に記載された文章、図、イラスト等の範囲内で行うこと。

イ 当日の追加資料の配布は認めないものとする。

ウ 市は机、椅子、電源、スクリーン、HDMI ケーブルを用意するものとし、パソコン、USB メモリーの貸出はしない。

6. 審査及び結果通知

(1) 審査

審査は、提案書等に記載された内容（見積額含む。）及びプレゼンテーションと質疑応答の内容により、審査基準に基づき審査し、評価点が最も高い事業者を優先候補者に決定する。なお、最上位評価者が辞退又は失格となったときには、次点評価者を繰り上げて、優先候補者とする。

(2) 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準
基本方針	基本的な考え方が趣旨に適合していること
業務管理運営	運用スケジュールや管理体制が適切であること
寝具内容及び性能	寝具内容や性能が仕様を満たしていること
衛生管理	衛生管理体制が整備されていること
業務受託実績	同種業務の受託実績があること
会社概要	法人の経歴及び経営状況が健全であること
事業費	見積金額等

※同点となった場合は、審査項目「寝具内容及び性能」の得点が高いものを優先候補者とする。

(3) 審査結果通知

審査結果は、参加表明者に対し、令和6年2月29日（木）にプロポーザル審査結果通知書を発送する。なお採点結果、順位等は通知しないものとする。

(4) プロポーザル参加表明者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 「第3-3 応募資格」に規定する要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類が、提出方法、提出先及び提出期限に適合していない場合

ウ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部に記載がない場合

エ 提出書類等の内容に虚偽の記載があった場合

オ 提案に関して、選考の公平性を害する行為があった場合

カ 提案にあたり、著しく信義に反する行為等、半田市が失格であると認めた場合

キ 他の事業者の代表者等を兼ねて提案した場合

ク その他、半田市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反した場合

(5) 合格基準点

優先事業者の決定にあたり、合格基準点（70 点）を設定し、当該点数を下回った事業者とは契約しないものとする。

7. 契約の締結

予定価格の範囲内で契約交渉を行う。交渉の結果、合意に達しない場合には、得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

第5 その他

1. 市が必要と認めた場合には、書類の追加提出を求める場合がある。
2. 本プロポーザルの参加に関するすべての費用は参加事業者の負担とする。
3. 提案書等は、個人情報及び事業者の正当な利益を害する恐れがある情報を除き、情報公開の対象となり請求により開示する場合があるため、非開示を希望する情報がある場合には、提案書の開示に係る意向申出書（様式第2）を別途提出すること。
4. プロポーザル参加表明者で令和4・5年度半田市入札参加資格（物品等）を有していない事業者は申請手続きを行うこと。（受付期間は令和6年2月15日まで）
5. プロポーザル審査の過程については公表しない。また、審査結果についての異議申し立ては認めない。
6. 民営化等により対象となる園に変更があった場合、市は本契約を変更又は解除することができるものとする。

第6 提出・問い合わせ

半田市子ども未来部幼児保育課（担当：山田・丹羽）

〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

電話:0569-84-0660（直通） FAX:0569-23-4162

メールアドレス：yojichoiku@city.handa.lg.jp

半田市HP：https://www.city.handa.lg.jp/